

基本構想

- I まちをとりまく時代背景
- II まちの基本課題
- III まちの将来像
- IV 土地利用の方針
- V まちづくりの4つの大綱
- VI 地方分権改革時代の行財政運営

I まちをとりまく時代背景

新しい岩出のまちづくりを進めるにあたって、さまざまな時代背景を認識する必要があります。これらの時代背景を的確に把握し、時代のニーズに合った取り組みを行わなければなりません。

(1) 超少子高齢・人口減少社会の到来

少子化傾向が進展したことにより、我が国の総人口は平成16年(2004年)をピークに人口減少時代を迎えました。

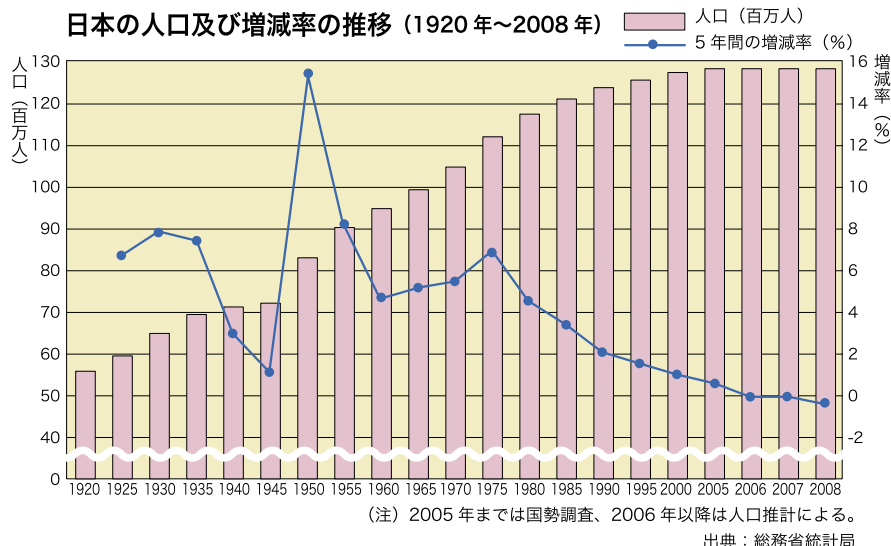
和歌山県においても平成19年(2007年)には、老年人口(65歳以上)割合が25.5%と県民4人に1人が65歳以上となり、老年人口割合が21.5%の全国平均から見ても本県の高齢化は進み、全国で8番目の水準となっています。また、同年の年少人口(0歳～14歳)割合は13.3%と平成7年(1995年)の16.3%から3%も減少しています。年少人口割合も13.5%の全国平均から見ても若干少なく、全国で33番目の水準となっています。

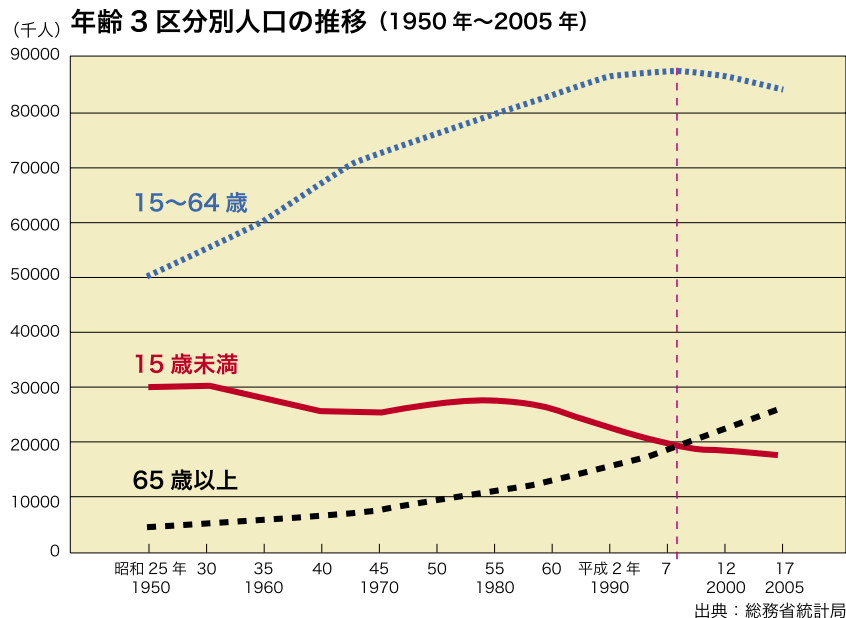
一方そうした中で、和歌山県内で最も若いまちである本市では、平成17年(2005年)国勢調査において老年人口割合が13.5%、年少人口割合が18.7%となっています。全国平均と比較しても高齢者が少なく、年少者の多いまちであると言えます。

しかし、本市においても高齢化は、和歌山県内の他市町村と比較して緩やかに進行するといえども決して影響を免れるものではなく、また、出生数が減少傾向にあることから、今後、人口が減少する局面も予想されます。

人口構造の変化による生産年齢人口(15歳～64歳)の減少は、経済活動の鈍化、それに伴う税収の低下をもたらす一方で、高齢化は医療や介護サービスなどに要する社会保障費の増大が見込まれます。また、孤独死や虐待など高齢者を取り巻くさまざまな社会問題も増加しており、行政に対するニーズはますます拡大することが予想されます。本市においても少子高齢化、人口減少は、農林業の衰退や地域コミュニティの希薄化、伝統行事の担い手不足、また、税収などの減少に伴う行政サービスの低下など、地域全体の停滞につながるものと予想されます。

資料：指標からみた和歌山県のすがた(平成21年度)





(2) 循環型・低炭素・自然共生型社会への転換

1900年代は、産業革命から始まった大量生産・大量消費文化が開花した時代でありました。大量生産、大量消費の時代は、人々にあらゆる恩恵を与えてきました。しかし、1900年代後半からは、これらの経済活動により地球温暖化や大気汚染、水質汚染など取り返しのつかない一歩手前の状況まで地球規模での環境汚染を進めてしまいました。その結果、人類は現在、世界規模での二酸化炭素削減や新エネルギーの活用など地球環境の保全に向けた取り組みを始めています。

我が国では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを平成2年(1990年)比で平成32年(2020年)までに

25%削減するという目標を掲げています。和歌山県においては、県土の約8割が森林であることを積極的に活用し、この温室効果ガスを吸収する対策に取り組んでいます。

本市においても未来の市民に、この緑豊かな岩出を引き継いでいくために、自然環境との共生を進めるとともに、市民一人ひとりができることから、地球環境保全に取り組み、リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生使用)を中心とした循環型・低炭素・自然共生型社会の形成が求められています。

(3) 価値観・ライフスタイルの多様化

人々の生活に対する意識の変化や家族形態などライフスタイルの多様化は、年々進み、価値観も「物の豊かさ」から「心の豊かさ」への志向が一層強まっています。大量生産、大量消費をはじめ、何事にもスピードが求められた時代から、地域で得られる農作物などをその場で消費する「地産地消」やゆっくりと生活の豊かさを満喫する「スローライフ」を求める動きも広がっています。

また、本市における家族形態にも変化が見られ、「単独世帯」が平成7年(1995年)の13.6%から平成17年(2005年)には19.0%と増加しています。

労働形態の変化や労働時間の短縮により自分らしさを発見するための学習機会の増加や社会貢献、市民活動に対する意識も高まりを見せています。

しかし、多様化する価値観・ライフスタイルは、ともすれば地域コミュニティの希薄化を生み、近い将来高い確率で起こるとされる東南海・南海地震、また、本市にとって東南海・南海地震より大きな被害が和歌山県により想定されている中央構造線による直下型地震や局所的な集中豪雨などの災害への備えや子育て、介護など社会福祉の分野などにおいても共助意識の低下を招いています。

このため、市民一人ひとりの安全意識の向上と地域コミュニティを強化することが、安全で安心できる地域づくりにつながります。

資料：平成7年国勢調査、平成17年国勢調査

(4) 高度情報化社会の進展

インターネットや携帯電話など情報技術の飛躍的な普及は、人々の日常生活を大きく変えてきました。平成23年(2011年)7月には、アナログテレビ放送は終了し、デジタルテレビ放送に切り替わります。近年の高度情報化への進展には、目を見張るものがあります。この高度情報化は、市民生活に多大な影響を及ぼすだけでなく、企業活動、行政運営などにも多様な変化をもたらしました。

インターネットの普及に代表される情報技術によって、産業経済に新たな可能性を示すとともに、災害対策や在宅医療、教育・研究などさまざまな分野で活用され

るだけでなく、国境を越えた新しいコミュニティも生まれています。しかし、これらの技術を活用できる人と活用できない人との間に生じる新たな情報格差も懸念されています。

また、インターネットの世界では、コンピュータウイルスや不正アクセス、フィッシング詐欺※などインターネット上での犯罪も年々増加傾向にあります。あふれかえる情報の中には、青少年に有害な情報や悪意のある情報なども多数含まれており、高度情報化社会における倫理感やセキュリティの向上、個人情報の保護が求められています。

※フィッシング詐欺
インターネットのウェブサイトやeメール等を使った詐欺の一種

(5) 産業構造の変化

世界規模での経済不況が続く中、我が国における完全失業率は、平成17年(2005年)の6.0%に比べると若干落ち着いたものの、平成22年(2010年)8月の完全失業率(季節調整値)では5.1%と依然高い水準を保っています。国内の産業構造は、第1次、第2次産業のウエイトが低下し、サービス業などの第3次産業のウエイトが大きく増加しています。産業構造の変化に伴い、これまでの労働集約型から高度な専門知識などが要求される知識集約型となり、終身雇用や年功序列が主であった雇用形態も、近年では派遣労働者やフリーターといった短期型や時間型の雇用形態に大きく

変化しています。社会経済システムの複雑化による、就業形態の多様化は、安定した収入をもたらすことのできない就業形態も生み出し、大きな社会問題に発展しています。

また、第1次、第2次産業の衰退は、地域経済に大きな影を落とすだけでなく地元雇用も減少し、雇用の受け皿のある都心部への若者の流出現象や遊休農地の増加などあらゆる分野へ影響を与えています。

産業構造の変化に対応するため、地域産業の振興を進めるとともに、新たな雇用の創出となる優良企業の誘致などが求められています。

資料：総務省統計局労働力調査(平成21年11月)、平成17年国勢調査

(6) 地方分権改革の進展

地方分権改革は、平成12年(2000年)4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(通称:地方分権一括法)」により、国から地方へ事務権限の移譲が行われ、地域における自己決定と自己責任のもと、地方自治体が地域の実情に応じ、地域住民に密着した福祉の向上に取り組むこととなりました。また、地方自治体の行財政基盤の強化やモータリゼーション※1の進展に伴う生活圏の広域化に対応するための市町村合併と、地方自治体の自立性を高め、国、地方を含めた財政の健全化を図るための三位一体改革が進められてきました。

平成21年(2009年)9月、半世紀にも及ぶ政権の交代が行われ、新政権のもと大幅な制度改正や新しいルール作りが進められています。これまで以上に事務権限や財源の移譲が行われ、中央集権の時代から地域主権の時代を迎えようとしています。事務権限や財源の移譲の方向性については、まだまだ不透明な面もありますが、地域に密着する地方自治体は、行政サービスを停滞させることは許されません。

地域が主権を持つ時代は、地方自治体がそれぞれのまちの特性を活かし、国民主権を前提とした団体自治※2と住民自治※3を重視した地域全体で補完するまちづくりが必要であります。一つの地方自治体がまかなえる行政サービスは、限られています。

このため、「学ぶ場を持つ自治体」や「働く場を持つ自治体」など、それぞれの地方自治体がまちの役割を定め、連携して、広域的な生活圏を形成することが求められます。

多様化する市民のニーズ、新たな行政課題や新しい制度の創設に伴い、本市はこれら地域が主権を持つ時代に対応するための行政能力や自主財源の確保が求められるとともに、市民自らも自助・共助に努め、市民と行政が協働してまちづくりに取り組む必要があります。

※1モータリゼーション

自動車が生計必需品として普及する現象。

※2団体自治

地方の運営は地方の住民の意思を反映した、国とは別個の統治機構(県、市町村など)によって行われること。

※3住民自治

地域の住民の意志に基づいて地方行政の運営が行われること。